高等学校

生徒指導要録取扱いの手引

令和４年３月

（令和８年 10 月一部改訂）

山形県教育委員会

高等学校　生徒指導要録取扱いの手引

目　　次

Ⅰ　高等学校における生徒の学習評価及び指導要録の改善等について‥‥‥　1
1　学習評価についての基本的な考え方
2　学習評価のおもな改善点について
3　高等学校の指導要録の主な改善点について
4　学習評価の円滑な実施の向けた取組について

Ⅱ　記入上の注意 ‥‥‥

２　編入学の場合
３　転入学の場合
４　転学の場合
５　転籍の場合
６　退学の場合
７　留学の場合
８　原級留置の場合
９　休学の場合
10　学校統合、学校新設等の場合
11　保存期間、管理
12　その他

Ⅵ　情報通信技術の活用 ・・・２７
１　情報通信技術活用の考え方
２　情報通信技術を活用して作成する手順
３　情報通信技術活用の留意点

Ⅶ　付記 ・・・２９

別記　各教科の評価の観点及びその趣旨（高等学校） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
１　各学科に共通する各教科・科目の学習の記録
２　主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録
３　総合的な探究の時間の記録
４　特別活動の記録

（参考資料）関係法令 ・・・３８
学校教育法
学校教育法施令
学校教育法施行規則
高等学校通信教育規程
単位制高等学校教育規程
学校保健安全法
学校保健安全法施行令
学校保健安全法施行規則
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
山形県高等学校管理運営規則
山形県立高等学校通信教育に関する規定
山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

付録　高等学校　生徒指導要録様式（参考様式）

Ⅰ　高等学校における生徒の学習評価及び指導要録の改善等について

このたび、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成 31 年１月 21 日）（以下「報告」という。）がとりまとめられた。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を下記のようにまとめている。

１　学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1)及び(2)で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
- 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
- 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
- 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない
- 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない

といった課題が指摘されていること。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3) で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であること。

① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと

② 教師の指導改善につながるものにしていくこと

③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

これに基づく主な改善点は次項以降に示すところによること。

２　学習評価の主な改善点について

(1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の３観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観点の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと（各教科等の観点の趣旨は、別記に示している）。

(3) 学習評価の結果の活用に際しては、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。

(4) 特に高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える評定の両方について、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を評価する、目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

３　高等学校の指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか、参考様式等に示すとおりであること。設置者や各学校においては、それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

(1) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における「各教科・科目等の学習の記録」については、観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。

(2) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における「特別活動の記録」については、教師の勤務負担軽減を図り、観点別学習状況の評価を充実する観点から、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしたこと。

(3) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付

することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4　学習評価の円滑な実施に向けた取組について

(1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。

- 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
- 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
- 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。

(2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。

(3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。

(4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。

(5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。

(6) 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなどの外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

Ⅱ　記入上の注意

1　記入上の全般的注意

(1) 記入は、青又は黒インクで行う。情報通信技術を用いて作成する場合は「Ⅵ　情報通信技術の活用」を参照のこと。

(2) 原則として常用漢字及び現代かな遣いを用いる。

(3) 記入事項に変更のあった場合には、その都度記入する。

ア　記入事項に青又は黒で２本線を引き、新事項をその下部に記入し、新旧事項とも読むことができるようにしておく。記入者の認印は押さない。

イ　この場合、記入の年月日を付記することが望ましい。

(4) 誤記を訂正する場合は、旧記入事項に青又は黒で２本線を引き、訂正事項をその下部に記入し、訂正者の認印を２本線上に押す。

(5) 固有名詞以外の数字は、算用数字を用いる。

(6) 記入の時期は、下表を目安とする。

	記入の時期	入学時	年度初	年度末	卒業時	事由発生時
学籍に関する記録	ホームルーム、整理番号	○	○			
	生徒、保護者等	○				
	入学前の経歴	○				
	入学・編入学、転入学	○				○
	転学・退学					○
	留学等					○
	卒業				○	
	進学先、就職先等				○	
	学校名及び所在地、課程名・学科名	○				
	年度、学年		○			
	校長氏名印・ホームルーム担任者氏名印		○	○		
	各教科・科目等の修得単位数の記録			○	○	○
指導に関する記録	生徒氏名・学校名	○				
	ホームルーム、整理番号	○	○			
	各教科・科目等の学習の記録			○		
	各教科及び科目の名称		○			
	観点別学習状況、評定、修得単位数			○		
	修得単位数の計、小計、留学、合計			○	○	
	備考			○		
	総合的な探究の時間の記録			○		
	特別活動の記録			○		
	総合所見及び指導上参考となる諸事項			○		○
	出欠の記録、出校の記録			○		

2　枠外のホームルーム・整理番号

(1) この欄は、毎学年の所属ホームルームや生徒の番号を記入することによって整理上の能率化を図るという意味をもっている。したがって学校の実情に応じた記載方法でよい。

(2) 学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）においては、「学年」を「年度」と読み替える。

Ⅲ　学籍に関する記録

学年当初及び異動の生じたときに記入する。

単位制による課程の場合においては、生徒に係る記録は「年度」を単位として行う（指導に関する記録についても同様に取り扱う。）。

1　生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

生徒	ふりがな	やまがた　はなこ	性別	女
	氏　名	山　　形　　花　　子		
	生年月日	平成　１９　年　４　月　２　日生		
	現住所	山形市松波二丁目８番１号		

(1) 原則として、住民票の記載に基づいて記入する。

(2) 外国人生徒の氏名は、本名を記入し、ふりがなは、できるだけ母語に近い読み方をカタカナを用いて記入する。通称をもつ場合には、本名の下に括弧書きで通称を記入してもよい。

(3) 性別については、男女の別を記入する。

(4) 下宿（寄宿）をしている生徒で成年に達していない生徒の現住所は、原則として保護者等の現住所とする。

2　保護者等の氏名及び現住所

保護者等	ふりがな	やまがた　たろう
	氏　名	山　　形　　太　　郎
	現住所	生徒の欄に同じ

(1) 氏名は、生徒に対して親権を行う者の氏名を記入する。親権を行う者のいないときには、後見人の氏名を記入する。

(2) 現住所は、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記する。

(3) ふりがなは、別途調べて正確に記入する。

３　入学前の経歴

入学前の経歴	令和４年　〇月 山形市立松波中学校卒業

入学前の経歴	令和４年　アメリカ合衆国コロラド州〇〇市〇〇 ハイスクール卒業

(1) 高等学校に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた中学校等の学校名及び卒業時期等）を記入する。

(2) 外国において受けた教育の実情なども記入する。

４　入学・編入学

＜入学＞

入学・編入学	令和４年　４月　７日　第１学年 入 学

(1) 校長が入学を許可した年月日を記入する。

(2) 他の高等学校に入学した者が、第１学年の中途に転入学した場合は、この欄に記入しないで「転入学」の欄に記入する。

＜編入学＞

入学・編入学	令和４年　４月　６日　第２学年編入学

(1) 高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、過去に高等学校等に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入する。

なお、編入学とは、外国の学校、または過去に高等学校に在学していた者などが、学校教育法施行規則第９１条により、第１学年の途中又は第２学年以上に入学を許可される場合をいう。

(2) 単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

例：「（在学すべき期間　令和〇年〇〇月〇〇日まで）」

５　転入学

転　入　学	令和５年　４月　１日 ○○県立○○高等学校（○○県○○市）全日制の課程商業科から第２学年に転入学

(1) 他の高等学校等から転入学した生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入する。

(2) 同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記入する。

(3) 単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

例：「（在学すべき期間　令和○年○○月○○日まで）」

６　転学・退学

＜転学＞

転学・退学	令和５年　９月３０日 ○○県立○○高等学校（○○県○○市）定時制の課程普通科第３学年に転学

(1) 他の高等学校等に転学する場合には、転学先の高等学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入する。

(2) 同じ高等学校において、異なる課程に転籍する場合も、転学の場合に準じて記入する。

(3) 転学のために要する旅行期間は、「出席停止・忌引等の日数」のうちに算入する。

＜退学＞

転学・退学	令和６年　６月３０日 第２学年　退学

校長が退学（死亡による退学を含む）を認め、又は命じた年月日、学年等を記入する。

７　留学等

留　学　等	留学：令和４年　８月２０日 ～令和５年　６月３０日 アメリカ合衆国コロラド州○○市○○ハイスクール第２学年に留学

留　学　等	休学：令和５年　９月　１日 ～令和５年１０月３１日 休学

(1) 留学の場合、校長が留学を許可した期間及び学年を記入するとともに、留学先の国名等・学校名・学年等を記入する。
(2) 休学の場合、校長が休学を許可した期間を記入する。

8　卒業

卒　　業	令和７年　３月　１日

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

9　進学先、就職先等

進　学　先 就　職　先　等	○○大学○○学部 東京都○○区○○町○丁目○○番地 （○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○○番地）

(1) 進学した生徒については、進学した学校名及び所在地を記入する。
(2) 就職した生徒については、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。
(3) 就職しながら進学した者については、(1)、(2)の両者を記入する。
(4) 家事又は家業に従事した者については、その旨を記入する。
(5) 卒業する際に進路が決定していないため記入できない生徒については、後日確定したときに記入することが望ましい。

10　学校名及び所在地、課程名・学科名

学　校　名 及　び 所　在　地 （分校名・所在地等） 課程名・学科名	山形県立○○高等学校 ○○市○○町○○番地の○○ ○○分校 ○○市大字○○　○○番地 全日制の課程・農業（農業科学）

(1) 学校名は、省略した書き方をせずに、設置者を含めて正確に記入する。所在地も丁目、番地まで正しく書き、略記しない。
(2) 分校の場合は、本校名及び所在地のほか、分校名及び所在地を記入する。
(3) 課程名は、全日制の課程、定時制の課程の別を記入し、学科名は普通科、専門学科、総合学科の名称を記入する。
（通信制においては、学科名のみを記入する。）

11　校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印

年　度	令和４年度	令和５年度
区分＼学年	1	2
校長氏名印	○　○　○　○　印	○　○　○　○　印
ホームルーム担任者氏名印	○　○　○　○　印	○　○　○　○ ○　○　○　○　印

(1) 各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。同一年度内に校長又はホームルーム担任者が替わった場合には、その都度後任者の氏名を下部に併記する。

なお、臨時的任用の教員が担当した場合などにおいても、その氏名を記入する。

(2) 押印は、学年末又は生徒が転学・退学し、指導要録の記入すべき箇所のすべてが記入された際に、記入の責任を有する校長及びホームルーム担任者が押す。年度途中に替わった場合には、前任者は押印しない。

(3) 押印は認印を用いる。

12　各教科・科目等の修得単位数の記録

(1) 修得した各科目等ごとに修得単位数の計を記入する。

(2) 留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入する。

(3) 編入学又は転入学した生徒について、以前に在学した学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として、入学時（転・編入学時）に記入する。

(4) 専門学科あるいはスーパーサイエンスハイスクールの普通科において、専門教科・科目等の履修をもって必履修教科・科目の単位数の一部又は全部の履修に替えた場合や、職業教育を主とする専門学科において、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えた場合などは、代替された教科・科目等の修得単位数の欄に、「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る科目等及び単位数を記入する。

なお、一部に替えた場合は、備考欄に「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る科目等及び単位数を記入する。

［記入例］

① 情報Ⅰ２単位全部を工業情報数理で代替した場合

情報	情報Ⅰ	代替（工業情報数理２単位）

② 総合的な探究の時間３単位全部を課題研究で代替した場合

総合的な探究の時間	代替（課題研究３単位）

③ 総合的な探究の時間を１単位修得し、課題研究で２単位を代替した場合

総合的な探究の時間	1

備考	総合的な探究の時間２単位を課題研究で代替

(5) 平成 28 年 12 月 21 日付義教 983 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」に基づき、「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別の場で受ける指導形態）を実施した場合、様式１（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な探究の時間の次に「自立活動」の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式２（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載する。なお、他の学校において「通級による指導」を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載する。

Ⅳ　指導に関する記録

指導に関する記録は、以下について作成する。

○　各教科・科目等の学習の記録
- ・各教科及び科目の名称
- ・それぞれの科目ごとの学年や年度ごとの観点別学習状況、評定及び修得単位数
- ・それぞれの科目等の修得単位数の合計
- ・それぞれの科目等の履修上の特記事項等
- ・総合的な探究の時間の学年や年度ごとの修得単位数
- ・総合的な探究の時間の修得単位数の合計
- ・留学による学年や年度ごとの修得単位数
- ・留学による修得単位数の合計

○　総合的な探究の時間の記録

○　特別活動の記録

○　総合所見及び指導上参考となる諸事項

○　出欠の記録

指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫する。

1　各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等の学習の記録については、観点別学習状況、評定及び修得単位数について記入する。

(1) 各教科・科目の観点別学習状況

ア　各教科・科目の観点別学習状況は、高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示）に示されている各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を観点ごとに評価して、以下のように区別して評価を記入する。

「十分満足できる」状況と判断されるもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ A
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ B
「努力を要する」状況と判断されるもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ C

(2) 各教科・科目の評定

ア　各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領に示されている各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、以下のように区別して評価を記入する。

「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの‥‥‥‥‥‥‥ 5
「十分満足できる」状況と判断されるもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 4
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3
「努力を要する」状況と判断されるもの ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2
「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるもの‥‥ 1

イ　評定に当たっては、評定は各教科・科目の学習状況を総括的に評価するものであり、「(1)各教科・科目の観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

ウ　学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の「①学習に関する特徴等」欄に所見等を記述するなど、評価の在り方等について工夫する。

(3) 各教科・科目等の修得単位数

各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入する。

ア　分割履修の場合は、学年ごとに（又は、年度ごとに）当該教科・科目等について単位を修得したことを認定し、その単位数を記入する。

イ　評定１のときは、単位の修得を認めない取扱いとし、この欄に０と記入する。

ウ　校長が、学校外の学修について単位認定を行った場合、その単位数を該当する各教科・科目等の修得単位数として記入する。

(4) 総合的な探究の時間の修得単位数

ア　総合的な探究の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入する。

イ　職業教育を主とする専門学科あるいはスーパーサイエンスハイスクールの普通科において、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間における履修の一部又は全部に替えた場合は、履修した課題研究等の欄に評定及び修得単位数を記入するとともに、「総合的な探究の時間」の備考欄に「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る科目名及び単位数を記入する。

(5) 各教科・科目等の修得単位数の計

各科目等ごとに、修得を認定した単位数の計を記入する。

(6) 学年の修得単位数の小計

各学年（通信制の課程においては、各年度）ごとに、修得を認定した各教科・科目等の単位数の計を記入する。

(7) 留学による修得単位数

ア　留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入する。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はない。

イ　外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付する。

(8) 修得単位数の合計

「小計」及び「留学」の合計を記入する。

(9) 備考

以下のような場合、備考欄に記入する。

ア　校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として記入する。

①　専門教科・科目による必履修教科・科目の代替

専門学科の生徒に対して、高等学校学習指導要領第１章第２款３(2)イ(イ)に基づき、専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目等の一部又は全部に替えた場合は、専門教科・科目によって代替された必履修教科・科目等の備考欄に「代替」などその旨を記入するほか、代替に関する各教科・科目名及び単位数を記入する。

例：「代替（農業「課題研究」２単位）」

②　定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

定時制及び通信制の課程に在籍する生徒に対して、高等学校学習指導要領第１章第２款３エ(ウ)の規定により、実務等をもって職業に関する各教科・科目の履修の一部に替えた場合、「実務等」などその旨を記入する。

③　学校間連携に係る単位認定

学校教育法施行規則第 97 条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合、「学校間連携」、「併修」などその旨を記入し、あわせて連携先の学校名又は併修先の課程名を記入する。

④　大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

同令第 98 条第１号に基づき、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合、「大学」、「高等専門学校」、「専修学校」などその旨を記入し、あわせて大学、高等専門学校、専修学校などの校名と、認定した単位数を記入する。

⑤　技能審査の成果の単位認定

同令第 98 条第２号に基づき、知識及び技能に関する審査に係る学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合、「技能審査」などその旨を記入し、あわせて技能審査などの内容と、認定した単位数を記入する。

⑥　ボランティア活動等の単位認定

同令第 98 条第３号に基づき、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合、「ボランティア活動」などその旨を記入し、あわせてその活動の内容と、認定した単位数を記入する。

※　④～⑥の場合、当該科目の「評定」欄は空欄とし、「修得単位数」欄のみ記入する。増加単位として認定する場合は、増加単位数を含めて記入し、認定した学年（年度）において当該科目が履修されていないときは、認定した単位数のみを記入する。

⑦　高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定

同令第 100 条第１号に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修について、当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合、「令和○年高卒程度認定試験」などその旨を

記入する。

⑧　別科の科目の単位認定

同令第 100 条第２号に基づき、高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修について、当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合、「別科」などその旨を記入する。

※　⑦、⑧の場合、当該科目の「評定」欄は空欄とし、「修得単位数」欄のみ記入する。

⑨　定時制の課程及び通信制の課程における技能連携による単位認定

定時制の課程又は通信制の課程に在籍する生徒に対し、学校教育法第 55 条及び技能教育施設の指定等に関する規則により、本県教育委員会の指定する技能教育のための施設において連携措置に係る各教科・科目を履修した場合、「技能連携」などその旨を記入する。

⑩　定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

通信制の課程又は定時制の課程に在籍する生徒に対し、高等学校通信教育規程第 12 条の規定に基づき、在学する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において修得した一部の科目の単位を、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加える場合、「定通併修」などその旨を記入し、あわせて併修先の学校名、課程名を記入する。

⑪　通信教育による単位認定

全日制・定時制課程における不登校生徒等に対し、学校教育法施行規則第 88 条の４の規定に基づき、通信教育により各教科・科目を修得した場合、その旨を記入する。

イ　「数学Ａ」、「数学Ｂ」及び「数学Ｃ」について、内容を選択して履修した場合、「図形の性質」、「統計的な推測」、「ベクトル」など、選択した内容を記入する。

ウ　「各教科の評価の観点及び趣旨」に照らして特にすぐれている点や進捗の状況について記入する。

エ　心身状況に伴う履修の特別措置が行われた場合は、その内容について記入する。

(10)　単位の追認

単位を追認したときは、追認した観点別学習状況、評定及び修得単位数をそれぞれ記入する。また備考に追認した年月日を記入する。

【参考】学校外の学修等において単位認定を可能とする制度

制　度	根拠規定	制度の概要	
①海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第 93 条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（36 単位まで）	
②学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第 97 条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度	②～⑤で36単位まで
③大学、高等専門学校又は専修学	学校教育法施行規則第 98 条第１号	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設にお	

校等における学修の単位認定	平成10年文部省告示第41号第１項	いて開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度	
④技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第２号 平成10年文部省告示第41号第２項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度	②～⑤で36単位まで
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第３号 平成10年文部省告示第41号第３項	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度	
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第１号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度	
⑦別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第２号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度	
⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度（卒業に必要な単位数の２分の１以内）	
⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度	

２　総合的な探究の時間の記録

この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示された目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別記を参考に定める。

3　特別活動の記録

各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別記を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、 例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

4　総合所見及び指導上参考となる諸事項

生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述する。

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

なお、プライバシー保護の観点から、記録する内容の精選に配慮する。

また、通信制の課程においては、生徒の優れている点や長所を中心に、生徒個々に応じて必要な項目を設定して記入する。

(1) 学習に関する特徴等

各教科・科目の記録や総合的な探究の時間の記録のうち、生徒の学習状況を総合的に見て、個々の教科・科目の記述では表しきれない全体的な特徴や、指導上参考となる諸事項を一括して記入する。

学校設定教科に関する科目のうち、評定を行わない教科・科目について、学習の状況や成果などを踏まえて所見等を記入する。

(2) 行動に関する特徴等

学校生活全般にわたる生徒の行動の状況について、総合的に見た特徴や指導上の留意点などを具体的に記入する。

生徒の、個人として比較的優れている点や、行動の状況の進歩が著しい場合等について記入する。

(3) 進路指導に関する事項

進路希望先、高校生活を通した生徒の進路学習や活動の状況、その際に行った指導助言などを具体的に記入する。

(4) その他の事項

以下の事項を参考にして、生徒に応じて指導上参考となる事項について記入する。

ア　取得資格
イ　生徒が就職している場合の事業所
ウ　生徒の特徴・特技等
エ　部活動等
オ　表彰を受けた行為や活動
カ　ボランティア活動など社会奉仕体験活動
キ　学力について標準化された検査に関する記録

ク　海外から帰国した事実

ケ　生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

コ　原級留置

原級留置の場合は、その年月日、学年、事由等を記入する。また、原級留置となったとき以後の指導要録を新たに作成し、あわせて保管する。

サ　「生徒」の欄及び「保護者等」の欄の記載事項の変更等

シ　生徒の編入学・転入学・転学・退学・休学に当たり、指導上必要があれば、その事由等

記入例

(1) 学習に関する特徴等

○　理系大学への進学の意志を固め、自発的な学習態度が見られ成績が著しく向上した。

○　年間を通して授業の予習・復習に努めるとともに、レポートなどの提出物にも几帳面に取り組んだ。

○　総合的な探究の時間における班活動のリーダーとして高い評価を受けたことがきっかけとなって、自信を持って学校生活を送るようになった。

(2) 行動に関する特徴等

○　控え目で謙虚な人柄であるが、責任感が強く、清掃活動等も最後までやり遂げることができる。

(3) 進路指導に関する事項

(進学)

○　将来は、中学校の教員になりたいとの希望をもっており、国公立大学教育学部を第一志望としている。

○　コンピュータに興味をもち、情報系の学部・学科への進学を目指してよく努力している。

(就職)

○　就職希望であるが職種等は未定である。保護者ともよく相談して、早期に具体化していくよう指導している。

○　県内の○○製造会社の営業部門への就職を希望しており、本人の適性や性格から、適当と考える。

(4) その他の事項

○　実用英語技能検定２級（○年○月）、柔道○段（○年○月）

○　入学時から○○工業株式会社○○事業所（○○市○○町○○）に就職している。

○　英会話が得意で、クラスに短期の留学生が在籍した際に、通訳を申し出て国際親善に貢献した。

○　科学部に所属し、パソコンによるプログラムの作成においては、優れた技能を発揮している。

○　本校３年間皆勤賞

○　テニス部に所属し、○○年度県高校総合体育大会で５位入賞の原動力になった。

○　地区のボランティアサークルに所属し、福祉施設の訪問などを行い、奉仕活動の実践に努めている。

５　出欠の記録

全日制、定時制の課程において、以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

ア　当該生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第 20 条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。この授業日数は原則として同一学科及び同一学年のすべての生徒につき同日数である。

イ　転学又は退学した生徒については、転学又は退学を許可した日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学した生徒については、転入学又は編入学を許可した日以後の授業日数を記入する。

ウ　転籍の生徒についても「イ」に準じて記入する。

エ　「授業日」とは、学校において編成した教育課程（各教科・科目等及び特別活動）を実施する日のことであるから、始業式、終業式、体育祭や文化祭などを行う日も授業日である。また、夏季休業期間中における生徒の出校日等は、それが教育課程として実施されたものであれば、授業日である。

オ　単位制による課程の場合においては、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

①　学校教育法第 11 条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第 19 条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条､第 20 条、第 26 条及び第 46 条による入院の場合の日数。

②　学校保健安全法第 20 条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数。なお、流感等による学年全体の休業の場合は臨時休業とし、授業日数から差し引く。

③　忌引日数

生徒の忌引日数については「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（第 40 号）第 13 条別表」等を参考にして、学校で基準を定めておく。

④　非常変災等生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合又は伝染病の流行等で、予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。

⑤　選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における、本県在籍校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」及び「留学中の授業日数」を差し引いた日数を記入する。

(5) 欠席日数

以下の日数を合算して記入する。

①　「出席しなければならない日数」のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数

② 休学期間中の日数

(6) 出席日数

ア 「出席しなければならない日数」から「欠席日数」を差し引いた日数を記入する。なお、学校の教育活動の一環として、生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。

イ 平成 21 年３月 12 日付け 20 文科初第 1346 号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入する。

ウ 令和６年２月 13 日付け５文科初第 2030 号通知「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」に沿って、全日制・定時制課程の不登校生徒等が学校教育法施行規則第 88 条の４に規定される通信教育を受け、学校長の判断により出席扱いとなった場合、備考欄等において出席日数の内数として出席扱いとした日数を記入する。また、出席扱いの日数の換算については、例えば、学習時間等を基準とした規定等を作成して判断すること。さらに、学校教育法施行規則第 88 条の３の規定に基づきメディアを利用して行う授業を受け学校長が出席扱いと認めた場合、備考欄等において、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び授業を受けた場所を記入する。

※ (2)～(6)までの日数について、該当する日数がない場合には、空白とせずに「０」と記入する。

(7) 備考

次のような出欠に関する特記事項等について記入する。

① 出席停止・忌引等の日数及び内容に関する特記事項
例：「インフルエンザ出席停止○日」、「祖父死亡忌引○日」

② 欠席の事由の主なもの
例：「風邪○日」

③ 遅刻、早退等の状況
例：「通院のため遅刻や早退が多い」

④ 転入学した生徒についての、前に在学していた学校における出欠の概要

⑤ 休学期間中の日数、また、休学による原級留置の場合は前年度の出席日数

６ 出校の記録

通信制の課程において、以下の事項を記入する。

(1) 出校日数

ア 実際に生徒が出校した年度間の総日数を記入する。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。

イ　転学又は退学をした生徒については、転学又は退学を許可した日までの出校日数を記入し、転入学又は編入学をした生徒については、転入学又は編入学を許可した日からその年度の終わりまでの出校日数を記入する。

ウ　転籍の生徒についても「イ」に準じて記入する。

(2) 備考

次のような事項について記入する。

①　出校の状況に関する特記事項

②　ラジオ・テレビ放送その他多様なメディアの利用により、各教科・科目等又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数

例：「３日（ラジオ）」

③　転入学した生徒についての前に在学していた学校における出校又は出欠の概要等

7　感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない生徒の学習指導の記録

令和３年２月 26 日付高教第 1021 号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない生徒の学習指導について（通知）」および令和５年４月６日付け高教第 26 号「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」　に基づき、①から③のいずれかの方法による学習指導を実施したと校長が認める場合には、「指導に関する記録」の別記として、特例の授業等の記録について学年ごとに作成する。

① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

③ 病気療養中等の生徒に対し同時双方向型またはオンデマンド型で実施する授業

高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生　徒　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

小学校児童指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

児　童　氏　名

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

記入例

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録					
第1学年	児童が登校できない事由				
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
	その他の学習等				
第2学年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う臨時休業			当該児童生徒が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	当該児童生徒に対してオンラインを活用した特例の授業を実施した場合に記入する。
		24	19	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導	
	その他の学習等	ケーブルテレビを活用した学習も併用した。			必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。（特段必要がない場合には記載不要。）
第3学年	児童が登校できない事由	新型コロナウイルス感染症に関する出席停止、大雪に伴う臨時休業			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等	
		15	12	同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 インターネットを通じた課題の配信・提出とチャットを使った質疑応答・意見交換による学習指導	
	その他の学習等	電話による個別面談も行った。			
	児童が登校				

Ⅴ　取扱い上の注意

指導要録の作成、送付及び保存等については、次のような事項に留意する。

１　進学の場合

(1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録（以下「原本」という。）の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先の校長に送付する。

(2) 校長は、(1)において写しを作成する場合、「学籍に関する記録」、「指導に関する記録」ともにコピーし、それぞれに原本と相違ないことを証明する原本証明を行う。

(3) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね下記の事項を含むものとする。

① 学校名、所在地、課程名及び学科名
② 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
③ 卒業年月日
④ 各教科・科目等の学習の記録
⑤ 総合的な探究の時間の記録
⑥ 最終学年（通信制においては、最終年度）の特別活動の記録
⑦ その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

２　編入学の場合

(1) 校長は、生徒が編入学した場合、編入学を許可した年月日以後の指導要録を作成する。

(2) 当該生徒が在籍していた高等専門学校、在外教育施設や外国の学校、又は過去に在籍していた高等学校等における履修・修得状況の証明書等の送付を受けるようにし、新たに作成した指導要録とあわせて保管する。

(3) 編入学した生徒について、過去に在籍した学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、履修・修得状況の証明書又は学習の記録の証明書等によって確認する。

３　転入学の場合

(1) 校長は、生徒が転入学してきた場合、当該生徒の転入学を許可した旨及びその期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受ける。

(2) 校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成することとし、送付を受けた写しに連続して記入してはならない。

(3) 送付されてきた写しは、新たに作成した指導要録とあわせて保管する。

４　転学の場合

(1) 校長は、生徒が転学した場合、当該生徒の指導要録の写しを作成し、中学校から送付を受けた抄本又は写しとともに転学先の校長に送付する。

なお、写しを作成する場合は、１(2)と同様に取り扱う。

(2) 当該生徒の指導要録の「転学・退学」欄に所要事項を記入し、除籍扱いとする。

(3) 転入学してきた生徒が更に他の高等学校に転学した場合は、原本の写しのほか、転入学してくる前に在学していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付する。
(4) 健康診断票及び歯の検査票も転学先の校長に送付する。

5　転籍の場合

同一の高等学校において異なる課程に転籍した生徒については、転学、転入学に準じて取り扱う。新たに在籍する課程においては、転籍を許可した年月日以後の指導要録を作成し、以前に在籍していた課程における指導要録の写しと合わせて保管する。

同一の高等学校における転科の場合も転籍に準じて取り扱う。

6　退学の場合

生徒が外国の学校などに入るために退学した場合で、当該学校が文部科学大臣認定の在外教育施設であるときには、転学に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などに入る場合は、個人情報の保護の観点等を踏まえ、適切に対処する。

7　留学の場合

(1) 校長が、生徒に留学の許可をした場合は、「学籍に関する記録」の「留学等」欄に、校長が許可した期間、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。
(2) 当該生徒が復学した時点で、「指導に関する記録」の「出欠の記録」の欄に記入する。
(3) 学年末又は学年の途中で留学による単位の修得が認められた時点で、「指導に関する記録」の「各教科・科目等の学習の記録」の「留学」欄に修得単位数を記入し、留学先の高等学校の在学に関する証明書、科目履修に関する証明書、成績に関する証明書又はこれらの写し等を添付する。

8　原級留置の場合

校長は、生徒が病気等の理由で原学年に留め置かれた場合には、「学籍に関する記録」に氏名等を記入し、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる事項」の「④その他の事項」欄に原級留置の年月日、学年、事由等を記入した上、以後の学年に関する事項を記入していく。

以前の指導要録には、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる事項」の「④その他の事項」欄に原級留置の旨、年月日、学年を記録し、新たに作成した指導要録とあわせて保管する。

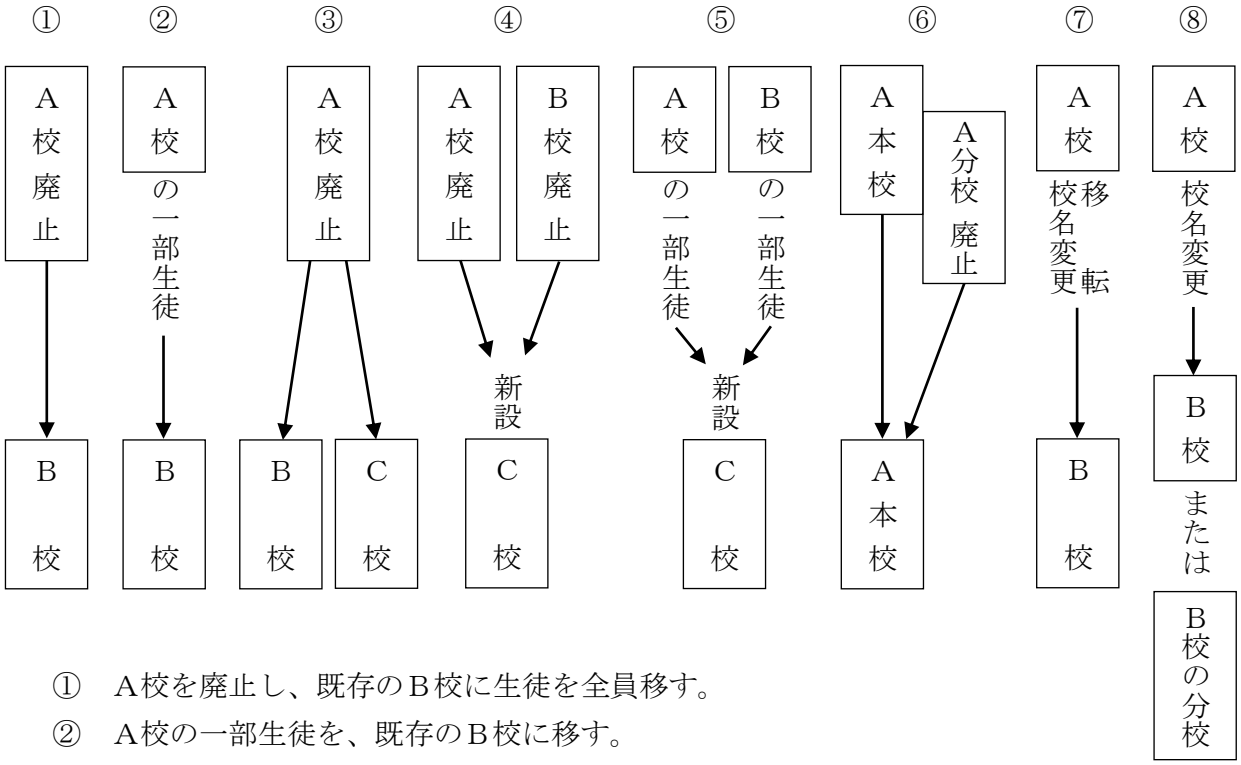
9　休学の場合

休学により原学年に留め置かれた場合には、原級留置に準じて取り扱う。

10　学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取り扱うか、転学、転入学に準じて取り扱うかは実情に応じて処理する。

（注記）　学校統合や学校新設の場合の各態様を考えてみると、以下に図示するような多様な例がある。



①　A校を廃止し、既存のB校に生徒を全員移す。

②　A校の一部生徒を、既存のB校に移す。

③　A校を廃止し、既存のB校とC校に生徒を分けて移す。

④　A校及びB校を廃止し、新設のC校に生徒を全員移す。

⑤　A校及びB校のそれぞれの一部生徒を、新設のC校に移す。

⑥　A校の分校を廃止し、A本校に生徒を全員移す。

⑦　A校の校名をB校に変更し、所在地の移転とともに生徒を全員移す。

⑧　A校の校名を変更し、B校またはB校の分校とするが、生徒はそのままとする。

これらの場合、①から⑤までは転学・転入学の取扱いとして、移っていく生徒の指導要録の写しを作成し、下級の学校から送付を受けている抄本とともに移っていった先の学校に送付する。事情によっては、原本を生徒とともに移すことが適切なこともある。次に、⑥から⑧までの場合は校名又は所在地変更として取り扱い、「学校名及び所在地」欄の書き換えを行い、その旨を余白に記入する。

11　保存期間、管理

(1) 指導要録は、山形県教育委員会公文書管理規定に基づいて管理する。なお、指導要録に係る表簿の保存期間は以下のとおり。

表　　簿	保存期間
指導要録及び転入学の際に送付を受けた指導要録の写しのうち、「学籍に関する記録」	当該生徒の卒業、又は校長が転学・退学を許可した日以後 20 年間
指導要録及び転入学の際に送付を受けた指導要録の写しのうち、「指導に関する記録」	当該生徒の卒業、又は校長が転学・退学を許可した日以後５年間
中学校から送付を受けた抄本又は写し	当該生徒が在学する期間
その他、指導要録の作成等に係る表簿	当該生徒の卒業、又は校長が転学・退学を許可した日以後５年間

(2) 「指導に関する記録」については、保存期間経過後は生徒の進路の状況に配慮しつつ、プライバシー保護の観点から適切な時期に廃棄などの措置がとられることが望ましい。

(3) 通信制の課程における表簿の管理については、入学時は入学年度ごとにまとめ（転・編入生も同様）、卒業時は卒業年度ごとにまとめる。

(4) 学校においては、指導要録の保存・管理に係る取扱規程を作成し、適切な保存管理と有効な活用を図る。

(5) 指導要録を保管しているキャビネット等には、「非常持出」の張紙をしておく。なお、指導要録は、部外秘の扱いをすべきものであることから、みだりに机上などに放置したりしない。

12　令和８年度以降入学生（転編入学生含む）の指導要録の作成及び保存

(1) 指導要録の作成は山形県県立中学校・高等学校統合型校務支援システム（以下「校務支援システム」という。）により行う。

(2) 校務支援システムにより作成した電子データ（PDF 形式）を原本とする。

(3) 指導要録は、別に定める保存期間に従い、校務支援システム内に電子データとして保存する。

(4) 校長及びホームルーム担任の押印は不要とする。

(5) 令和７年度以前入学生（転編入学生含む）の指導要録の作成及び保存は、従来どおりとする。

13　その他

(1) 在籍証明や単位取得証明などの証明書等を作成する場合は、指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点や教育的な配慮の観点から、証明の趣旨等を十分確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意する。

(2) 指導要録は、プライバシー保護の観点を考慮し、記録する内容を指導に役立つものに精選するように努め、日常的な指導の過程等については、補助的記録簿の活用を図る。

(3) 通信制の課程においては、生徒の学習の中断が１年以上にわたる場合は、その年次の様式２「指導に関する記録」の総合所見の欄には、「学習中断中」と記入し、学習を再開した場合は、その次の年次から引き続き記入する。

(4) 家庭裁判所や警察等から照会があった場合は、山形県個人情報保護条例に基づき対応する。
　なお、同条例第６条第１項では、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で利用・提供することを原則として禁止しているが、例外として、法令等又は国の機関の指示に基づくときの

規定（第２号）が定められている。例えば、裁判所からの提出命令に応じて証拠物を提出する場合（刑事訴訟法第 99 条）は提供を義務づけており、犯罪捜査のための必要事項の照会に応じて回答する場合（刑事訴訟法第 197 条）は、個人情報を提供できる根拠となる。

Ⅵ　情報通信技術の活用

1　情報通信技術活用の考え方

指導要録の作成に当たり、情報通信技術を活用する場合は、以下の規定による。

(1) 指導要録の作成段階にのみ情報通信技術を活用すること。

→　指導要録の記入をコンピュータ等で行い、書面としてプリントアウトしたものに校長・ホームルーム担任者の記名・押印して原本を作成すること。

指導要録の抄本、写しは、当該原本から作成すること。

指導要録の保存や送付は書面により行うこと。

(2) 「県立学校における教育情報資産の取扱いについて」(平成 21 年８月 31 日付け　高教第 529 号　教育長通知）に基づき、特に以下の点に留意しながら、情報通信技術を適切に活用すること。

ア　指導要録に係る情報資産は【機密性３（Ｃ３情報)】となる。

イ　管理レベルの識別のため、紙媒体、電子データのファイル名に機密性レベルを明記すること。例：「【Ｃ３】Ｈ２５入学生指導要録」

ウ　電子データを個人の教員用情報系パソコンに保存することは禁ずる。保管においては、原則として、許可された者以外がアクセスできないよう、ファイルサーバにアクセス制限（パスワードを含む）を設けて保存する、または、外部記録媒体に保存した上で金庫内に保存する等の対処をすること。

エ　電子データの外部への移動・持ち出し・運搬・提供を禁じる。

2　情報通信技術を活用して作成する手順

情報通信技術を活用して指導要録を作成する場合、以下の手順による。

(1) 「学籍に関する記録」の作成

ア　当該生徒の入学年度において、情報通信技術を用いて、校長・ホームルーム担任者の押印箇所を除いて必要事項を入力し、当該電子データを記録する。

イ　電子データそのものは原本ではなく、データをプリントアウトし、かつ押印したものを原本とする。Ａ４判用紙片面２枚で作成する場合「各教科・科目の修得単位数の記録」についてはデータをプリントアウトしたものを原本とする。

ウ　生徒の進級後、新しい学年において必要事項を記入する際は、前学年のホームルーム担任者が作成した原本に手書きで追記し、記名押印する（卒業年次まで)。

エ　Ａ４判用紙片面２枚で作成する場合、卒業、転学及び除籍時はホッチキスで綴じるなど、「指導に関する記録」の書面と混同されないよう留意すること。

(2) 「指導に関する記録」の作成

ア　各学年において、情報通信技術を用いて必要事項を入力し、当該電子データを記録する。

イ　電子データそのものは原本ではなく、以下のいずれかの方法でデータをプリントアウトしたものを原本とする。

①　各学年ごとに必要事項を入力し、プリントアウトしたものを原本とする。

→　原本が学年の分だけ存在することになる。

(ｱ) 各学年ごとに必要事項を入力し、それらをプリントアウトしてホッチキスで綴じるなど、書面にてまとめて保存する。

(ｲ) この場合、プリントアウトした原本が当該年度に作成されたものであることを証明するため、原本に、校長又はホームルーム担任者が押印するなど工夫すること。

② 前学年まで記録された電子データに、さらに当該学年の必要事項を入力し、プリントアウトしたものを原本とする。

→ 毎年更新されたもののみが原本となる。

(ｱ) 前学年までのホームルーム担任者が記録した電子データに必要事項を追記し、プリントアウトしたものを書面にて保存する。

(ｲ) この場合、前学年までのホームルーム担任者が記録した電子データを誤って修正することのないよう留意するとともに、出力後、前ホームルーム担任者の記録部分に変更がないか、必ず照合すること。

(ｳ) 追記してプリントアウトした後、新しい「原本」が作成された以上、それまでの原本はシュレッダー等で破棄するなどして、原本の真実性を確保すること。

ウ 原本の真実性を確保するため、プリントアウトする機器や用紙を限定することも考えられる。

3 情報通信技術活用の留意点

情報通信技術を活用して指導要録を作成する場合、以下の点に留意すること。

(1) プリントアウトに使用する機器（複写機・プリンタ等）については、指導要録の保存年限を勘案しながら、適切に判断すること。また、使用するインク・トナー等は黒色を用いること。

(2) 原本を作成した後、不要になった電子データについては、速やかに廃棄すること。

Ⅶ　付　記

(1) 用紙の規格は日本工業規格Ａ４判（210㎜×297㎜）を基準とする。

(2) 様式１「学籍に関する記録」、様式２「指導に関する記録」ともに、Ａ４判縦型用紙の両面又は片面２枚を使って作成・保存する。

(3) 令和３年度以前の入学生については、従前の様式による。なお、令和３年度以前の入学生が、原級留置となった場合、卒業するまで従前の様式を用いる。

別記

各教科の評価の観点及びその趣旨（高等学校）

1　各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観　　点	趣　　旨
国語	知識・技能	生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に他者と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉のもつ価値への認識を深めようとしているとともに、言語感覚を磨き、言葉を効果的に使おうとしている。
地理歴史	知識・技能	現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したり、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	地理や歴史に関わる諸事象について、国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
公民	知識・技能	選択・判断の手掛かりとなる概念や理論、及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したり、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している。
	主体的に学習に取り組む態度	国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。
数学	知識・技能	・数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。 ・事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。

教科	観　　点	趣　　旨
数学	主体的に学習に取り組む態度	・数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとしたり、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断したりしようとしている。 ・問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善しようとしたりしている。
理科	知識・技能	自然の事物・現象についての概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見いだし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。
	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に主体的に関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。
保健体育	知識・技能	運動の合理的、計画的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに継続するための理論について理解しているとともに、目的に応じた技能を身に付けている。また、個人及び社会生活における健康・安全について総合的に理解しているとともに、技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自己や仲間の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人及び社会生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して総合的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう、運動の合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自他の健康の保持増進や回復及び健康な社会づくりについての学習に主体的に取り組もうとしている。
芸術　音楽	知識・技能	・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解を深めている。 ・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作などで表している。
	思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて表現意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	音や音楽、音楽文化と豊かに関わり主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

教科		観　　点	趣　　旨
芸術	美術	知識・技能	・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて表現方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生成し発想や構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	美術や美術文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	工芸	知識・技能	・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて制作方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考えるとともに、思いや願いなどから発想や構想を練ったり、工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めている。
		主体的に学習に取り組む態度	工芸や工芸の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	書道	知識・技能	・書の表現の方法や形式、書表現の多様性について、書の創造的活動を通して理解を深めている。 ・書の伝統に基づき、作品を効果的・創造的に表現するために必要な技能を身に付け、表している。
		思考・判断・表現	書のよさや美しさを感受し、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	書の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造的活動に取り組もうとしている。
外国語		知識・技能	・外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。 ・外国語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
		思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

教科	観　　点	趣　　旨
家庭	知識・技能	人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、生活を主体的に営むために必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を創造し、実践しようとしている。
情報	知識・技能	情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識について理解し、技能を身に付けているとともに、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。
	思考・判断・表現	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。
	主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら、問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。
理数	知識・技能	対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	・様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。 ・探究の過程を振り返って評価・改善しようとしている。

２　主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観　　点	趣　　旨
農業	知識・技術	農業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
工業	知識・技術	工業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
商業	知識・技術	商業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
水産	知識・技術	水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
家庭	知識・技術	生活産業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

２　主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観　　点	趣　　旨
看護	知識・技術	看護について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
情報	知識・技術	情報の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	情報産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
福祉	知識・技術	福祉の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
理数	知識・技能	数学及び理科における基本的な概念、原理・法則などについて系統的に理解しているとともに、探究するために必要な知識や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学的、科学的に考察し表現する力などを身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学や理科などに関する事象や課題に向き合い、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。
体育	知識・技能	運動の主体的、合理的、計画的な実践に関する具体的な事項やスポーツの推進及び発展に寄与するための事項について理解しているとともに、生涯を通したスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	スポーツの多様な実践と推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	生涯を通してスポーツと多様に関わるとともにスポーツの推進及び発展に寄与することができるよう、運動の主体的、合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。

教科	観　　点	趣　　旨
音楽	知識・技能	音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりしているとともに、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組もうとしている。
美術	知識・技能	美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、独創的・創造的に表している。
	思考・判断・表現	美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的に思考、判断し、表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に美術に関する専門的な学習に取り組もうとしている。
英語	知識・技能	・英語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。 ・英語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、英語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	英語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

３　総合的な探究の時間の記録

	観　　点	趣　　旨
総合的な探究の時間	知識・技能	探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。
	思考・判断・表現	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

４　特別活動の記録

	観　　点	趣　　旨
特別活動	知識・技能	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要となる情報及び方法を理解している。 よりよい生活や社会を構築するための話合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
	主体的に学習に取り組む態度	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての在り方生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

（参考資料）

関係法令

学校教育法

〔児童、生徒等の懲戒〕

第 11 条　校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

〔教科の一部と見なす場合〕

第 55 条　高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

②　前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

〔入学資格〕

第 57 条　高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行令

（学校廃止後の書類の保存）

第 31 条　公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する学校については当該学校を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項 に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

学校教育法施行規則

〔指導要録の作成〕

第 24 条　校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第 31 条 に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2　校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3　校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

〔懲戒〕

第 26 条　校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

②　懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

③　前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第 71 条 の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一　性行不良で改善の見込がないと認められる者

二　学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三　正当の理由がなくて出席常でない者

四　学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

④　第２項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

〔表簿〕

第 28 条　学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一　学校に関係のある法令

二　学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

三　職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

四　指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五　入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

六　資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七　往復文書処理簿

２　前項の表簿（第 24 条第２項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、５年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20 年間とする。

３　学校教育法施行令第 31 条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

〔履修困難な教科の学習〕

第 54 条　児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

〔修了又は卒業の認定〕

第 57 条　小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

２　（略）

〔非常変災等の臨時休業〕

第 63 条　非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

〔編入学者の資格〕

第 91 条　第１学年の途中又は第２学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

〔転学又は転籍〕

第 92 条　他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

２　全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入することができる。

〔留学〕

第 93 条　校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

２　校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

３　校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第 104 第１項において準用する第 59 条又は第 104 条第２項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

〔休学又は退学〕

第 94 条　生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

〔他の高等学校で修得した単位の加算〕

〔入学資格に関し中学校卒業者と同等以上と認められる者〕

第 95 条　学校教育法第 57 条 の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者

二　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三　文部科学大臣の指定した者

四　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五　その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

〔修了の認定〕

第 96 条　校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74 単位以上を修得した者について行わなければならない。（以下略）

〔他の高等学校で修得した単位の加算〕

第 97 条　校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必

要な単位数のうちに加えることができる。
2　前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。
3　同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前２項の規定を準用する。
〔大学等で学修した単位の加算〕
第 98 条　校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
一　大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
二　知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
三　ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの
〔加算できる単位数の上限〕
第 99 条　第 97 条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は 36 を超えないものとする。
〔高等学校卒業程度認定試験規則等に係る単位の加算〕
第 100 条　校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
一　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第１号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修
二　高等学校又は中等教育学校の後期課程の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修
三　少年院法（平成 26 年法律第 58 号）の規定による矯正教育で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得したと認められるものに係る学修

高等学校通信教育規程

（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）
第 12 条　実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
2　定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定

めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3　前２項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下この項において単に「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

4　第１項又は第２項の場合においては、学校教育法施行規則第 97 条の規定は適用しない。

単位制高等学校教育規程

（編入学）

第４条　単位制による課程に係る編入学は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。

（転入学）

第５条　単位制による課程に係る転学又は転籍は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。

（過去に在学した高等学校において修得した単位）

第７条　単位制による課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の校長は、当該単位制による課程の生徒が過去に在学した高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において単位を修得しているときは、当該修得した単位数を当該単位制による課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

学校保健安全法

（出席停止）

第 19 条　校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第 20 条　学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

学校保健安全法施行令

（出席停止の指示）

第６条　校長は、法第 19 条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

２　出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第７条　校長は、前条第１項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

学校保健安全法施行規則

（感染症の種類）

第 18 条　学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一　第一種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第６条第３項第６号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第 19 条第２号イにおいて同じ。）

二　第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第２号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三　第三種　コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

２　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第 19 条　令第６条第２項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。

二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあつては、３日）を経過するまで。

ロ　百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ　麻しんにあつては、解熱した後３日を経過するまで。

ニ　流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ　風しんにあつては、発しんが消失するまで。
ヘ　水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
ト　咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後２日を経過するまで。
三　結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかつた者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
四　第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
五　第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
六　第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）
第 20 条　令第７条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。
一　学校の名称
二　出席を停止させた理由及び期間
三　出席停止を指示した年月日
四　出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
五　その他参考となる事項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（入院）
第 19 条　都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。（以下略）
２～７　（略）
第 20 条　都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し 10 日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。（以下略）
２～８　（略）
（準用）
第 26 条　第 19 条から第 23 条まで、第 24 条の２及び前条の規定は、二類感染症の患者について準用する。（以下略）
（新感染症の所見がある者の入院）
第 46 条　都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新感染症の所見がある者（新感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）の所見がある者にあっては、当該新感染症の病状又は当該新感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であって第 50 条の２第

２項の規定による協力の求めに応じないものに限る。）に対し 10 日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第１種協定指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者をこれらの医療機関に入院させるべきことを勧告することができる。（以下略）
２～７　（略）

山形県高等学校管理運営規則

第９条　校長は、非常変災その他急迫の事情があるとき、又は伝染病予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行なうことができる。
２　校長は、前項により休業を行なつたときは、直ちに次の各号に掲げる事項について教育長に報告しなければならない。
（１）　授業を行なわない期間
（２）　非常変災その他急迫の事情の概要
（３）　その他必要と認める事項
（単位の認定）
第 18 条　高等学校の教育課程における教科科目の単位の修得は、平素の成績を評価して校長が認定する。
（編入学）
第 40 条　第１学年若しくは第１年次の途中又は第２学年若しくは第２年次以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、校長が当該学年又は年次に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。
（入学の時期）
第 41 条　生徒を入学させる時期は、年度の始めから 30 日以内とする。ただし、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めたときは、年度の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可することができる。
（誓約書の提出）
第 42 条　入学を許可された者は、保護者等連署の誓約書（別記様式５号）に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から 20 日以内に校長に提出しなければならない。
２　生徒は、保護者等に変更があつた場合は、保護者等連署の誓約書に住民票抄本を添え、速やかに校長に提出しなければならない。
第 43 条　保護者等は、次の各号の一に該当する者で、その順位は各号の順序とする。
（１）　親権者
（２）　後見人
（３）　生徒が 18 歳となる日の前日に第１号又は第２号に該当していた者
（４）　その他校長が適当と認める者
（休学又は退学）
第 44 条　生徒は、病気その他やむを得ない理由により２箇月以上出席できないときは、その理由を付し、保護者等が連署のうえ休学願を提出し、校長の許可を受け、休学することができる。ただし、病気のため休学しようとする場合には医師の診断書を添えなければならない。
２　休学の期間は引き続き２年以内とする。
３　生徒は、退学しようとするときは、その理由を付し、保護者等が連署のうえ退学願を提出し、

校長の許可を受けなければならない。

（留学）

第 44 条の２　生徒は、学校教育法施行規則第 93 条第１項の規定による許可を受けようとするときは、保護者等が連署のうえ留学願を提出しなければならない。

（転学及び転籍）

第 45 条　生徒は、他の学校に転学又は他の課程に転籍しようとするときは、転学（転籍）願書に保護者等が連署して校長に願い出なければならない。

２　校長は、前項による転学を志望する生徒のあるときは、その理由を付し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。この場合において、転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

３　校長は、転学を許可した場合には、その生徒の従前に在学していた学校の校長にその旨を通知しなければならない。

４　前項により通知を受けた学校の校長は、速やかに次の各号に掲げる書類を転学先の校長に送付しなければならない。

（１）　当該生徒の指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）

（２）　進学の場合に送付された指導要録の抄本

（３）　健康診断票及び歯の検査票

５　校長は、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互関の転籍について、修得した単位に応じて相当の学年又は年次に転入を許可することができる。

（出席停止）

第 46 条　校長は、伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、その出席停止を命ずることができる。

２　校長は、前項の処置を行なつたときは、その状況をすみやかに教育長に報告しなければならない。

（懲戒）

第 49 条　校長は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を行なうことができる。

２　懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

３　校長は、退学及び停学の処分を行なつたときは、すみやかにその状況を教育長に報告しなければならない。

山形県立高等学校通信教育に関する規定

（履修科目）

第６条　生徒が同時に履修できる科目は、10 教科までとする。

（単位修得の認定）

第９条　単位の修得は、科目ごとに添削指導及び面接指導による成績並びに中間試験及び終末試験の成績を総合して、校長が認定する。

２　校長は、単位の修得を認定した場合には、認定に係る科目の単位修得証明書を生徒に交付しなければならない。

３　校長は、単位の修得の認定を受けた生徒が高等学校の定時制の課程に在学する者であるとき

は、当該生徒の在籍校の学校長にその旨を通知しなければならない。

（入学の時期）

第 11 条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、欠員のあるとき、又は、特別の事情があるときは、学年の中途においても入学させることができる。

（退学及び転学等）

第 14 条　生徒は、退学し、転学し、又は他の課程に転籍しようとするときは、その理由を記載した文書に保護者等又は保証人が連署して校長に願い出なければならない。

（退学処分）

第 15 条　校長は、特別の理由がある場合を除き、生徒が学習報告書の提出を３箇月以上遅延した場合においては、退学を命ずることができる。

（併修）

第 16 条　県立高等学校の定時制の課程に在学する生徒は、当該高等学校の学校長の許可を受けて希望する科目について通信教育を受けることができる。

２　前項により通信教育を受けようとする者は、入学願書に所属高等学校の学校長の許可書を添えて校長に提出しなければならない。

３　通信制の課程に在学する生徒は、校長の許可を受けて県立高等学校の定時制の課程において希望する科目を履修することができる。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

第 13 条　学校職員の忌引に関する休暇は、別表に定める期間内において必要と認める期間をその都度県教育委員会又はその委任を受けた者が与える。

２　（略）

別表

忌　引　日　数　表

	死亡した者	日数	備考
	配偶者	10 日	１　生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。 ２　いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族（父母）に準ずる。 ３　葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合は実際に要した往復日数を加算することができる。
血族	一親等の直系尊属（父母）	7 日	
	同卑属（子）	5 日	
	二親等の直系尊属（祖父母）	3 日	
	同卑属（孫）	3 日	
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日	
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日	
姻族	一親等の直系尊属	3 日	
	同卑属	1 日	
	二親等の直系尊属	1 日	
	二親等の傍系者	1 日	
	三親等の傍系尊属	1 日	

高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録（参考様式）

様式１（学籍に関する記録）

区分＼学年	1	2	3
ホームルーム			
整理番号			

学　籍　の　記　録

生徒	ふりがな		性別	入学・編入学	年　月　日　第１学年　入学 第　学年編入学
	氏　名				
	生年月日	年　月　日生		転　入　学	年　月　日
	現住所			転学・退学	年　月　日
保護者等	ふりがな				
	氏　名			留　学　等	年　月　日 ～　年　月　日
	現住所			卒　業	年　月　日
入学前の経歴		年　中学校卒業		進　学　先 就　職　先　等	
学　校　名 及　び 所　在　地 （分校名・所在地等） 課程名・学科名					

年　度	年度	年度	年度
区分＼学年	1	2	3
校長氏名			
ホームルーム担任者氏名			

（様式１裏面）

生徒氏名	

各教科・科目等の修得単位数の記録

	教科	科目	修得単位数の計
各学科に共通する各教科・科目	国語	現代の国語	
		略	
		〃	
	地理歴史	〃	
		〃	
		〃	
	公民	〃	
		〃	
		〃	
	数学	〃	
		〃	
		〃	
	理科	〃	
		〃	
		〃	
	保健体育	〃	
		〃	
	芸術	〃	
		〃	
		〃	
	外国語	〃	
		〃	
		〃	

	教科	科目	修得単位数の計
主として専門学科において開設される各教科・科目	家庭	〃	
		〃	
	情報	〃	
		〃	
	理数	〃	
		〃	
	学校設定教科	〃	
		〃	
		〃	
		〃	
		〃	
	農業	〃	
		〃	
	工業	〃	
		〃	
	商業	〃	
		〃	
	水産	〃	
		〃	
	家庭	〃	
	看護	〃	
		〃	

	教科	科目	修得単位数の計
	情報	〃	
		〃	
	福祉	〃	
		〃	
	理数	〃	
		〃	
	体育	〃	
		〃	
	音楽	〃	
		〃	
	美術	〃	
		〃	
	英語	〃	
		〃	
	学校設定教科	〃	
		〃	
		〃	
		〃	
総合的な探究の時間			
自立活動			
小　　計			
留　　学			
合　　計			

備考	

様式２（指導に関する記録）

生徒氏名	学校名	区分 ＼ 学年	1	2	3
		ホームルーム			
		整理番号			

各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等			第1学年			第2学年			第3学年			修得単位数の計	備考
			観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数		
教科等		科目等											
各学科に共通する各教科・科目	国語	現代の国語											
		略											
	地理歴史	〃											
		〃											
	公民	〃											
		〃											
	数学	〃											
		〃											
	理科	〃											
		〃											
	保健体育	〃											
		〃											
	芸術	〃											
		〃											
	外国語	〃											
		〃											
	家庭	〃											
		〃											
	情報	〃											
		〃											
	理数	〃											
		〃											
	学校設定教科	〃											
		〃											
主として専門学科において開設される各教科・科目	農業	〃											
		〃											
	工業	〃											
		〃											
	商業	〃											
		〃											
	水産	〃											
		〃											
	家庭	〃											
		〃											
	看護	〃											
		〃											
	情報	〃											
		〃											
	福祉	〃											
		〃											
	理数	〃											
		〃											
	体育	〃											
		〃											
	音楽	〃											
		〃											
	美術	〃											
		〃											
	英語	〃											
		〃											
	学校設定教科	〃											
		〃											
総合的な探究の時間													
小計													
留学													
合計													

※「観点別学習状況」欄には、左から「知識・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術」）、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

生徒氏名

総合的な探究の時間の記録

学習活動	観点	評価

特別活動の記録

内容	観点 ＼ 学年	1	2	3
ホームルーム活動				
生徒会活動				
学校行事				

総合所見及び指導上参考となる諸事項

	①学習における特徴等	②行動の特徴等	③進路指導に関する事項	④その他の事項
第1学年				
第2学年				
第3学年				

出欠の記録

区分 ＼ 学年	授業日数	出席停止・忌引等の日数	留学中の授業日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							

高等学校（通信制の課程）生徒指導要録（参考様式）

様式１（学籍に関する記録）

区分＼学年	年度	年度	年度	年度	年度	年度
ホームルーム						
整理番号						

学　籍　の　記　録

生徒	ふりがな		性別	入学・編入学	年　月　日　入学 編入学
	氏　名				
	生年月日	年　月　日生		転　入　学	年　月　日
	現住所			転学・退学	年　月　日
保護者等	ふりがな				
	氏　名			留　学　等	年　月　日 ～　年　月　日
	現住所			卒　業	年　月　日
入学前の経歴		年　中学校卒業		進　学　先 就　職　先　等	
学校名及び所在地 （分校名・所在地等） 学科名					

区分＼年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
校長氏名						
ホームルーム担任者氏名						

（様式１裏面）

生徒氏名	

各教科・科目等の修得単位数の記録

	教科	科目	修得単位数の計
各学科に共通する各教科・科目	国語	現代の国語	
		略	
		〃	
	地理歴史	〃	
		〃	
		〃	
	公民	〃	
		〃	
		〃	
	数学	〃	
		〃	
		〃	
	理科	〃	
		〃	
		〃	
	保健体育	〃	
		〃	
	芸術	〃	
		〃	
		〃	
	外国語	〃	
		〃	
		〃	

	教科	科目	修得単位数の計
主として専門学科において開設される各教科・科目	家庭	〃	
		〃	
	情報	〃	
		〃	
	理数	〃	
		〃	
	学校設定教科	〃	
		〃	
		〃	
		〃	
		〃	
	農業	〃	
		〃	
	工業	〃	
		〃	
	商業	〃	
		〃	
	水産	〃	
		〃	
	家庭	〃	
	看護	〃	
		〃	

	教科	科目	修得単位数の計
	情報	〃	
		〃	
	福祉	〃	
		〃	
	理数	〃	
		〃	
	体育	〃	
		〃	
	音楽	〃	
		〃	
	美術	〃	
		〃	
	英語	〃	
		〃	
	学校設定教科	〃	
		〃	
		〃	
		〃	
総合的な探究の時間			
自立活動			
小　　計			
留　　学			
合　　計			

備考	

様式２（指導に関する記録）

生徒氏名	学校名	区分＼年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
		ホームルーム						
		整理番号						

各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等		年度			年度			年度			年度			年度			年度			年度			修得単位数の計	備考
教科等	科目等	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数	観点別学習状況	評定	修得単位数					
各学科に共通する各教科・科目	国語	現代の国語																						
		略																						
	地理歴史	〃																						
		〃																						
	公民	〃																						
		〃																						
	数学	〃																						
		〃																						
	理科	〃																						
		〃																						
	保健体育	〃																						
		〃																						
	芸術	〃																						
		〃																						
	外国語	〃																						
		〃																						
	家庭	〃																						
		〃																						
	情報	〃																						
		〃																						
	理数	〃																						
		〃																						
	学校設定教科	〃																						
		〃																						
主として専門学科において開設される各教科・科目	農業	〃																						
		〃																						
	工業	〃																						
		〃																						
	商業	〃																						
		〃																						
	水産	〃																						
		〃																						
	家庭	〃																						
		〃																						
	看護	〃																						
		〃																						
	情報	〃																						
		〃																						
	福祉	〃																						
		〃																						
	理数	〃																						
		〃																						
	体育	〃																						
		〃																						
	音楽	〃																						
		〃																						
	美術	〃																						
		〃																						
	英語	〃																						
		〃																						
	学校設定教科	〃																						
		〃																						
総合的な探究の時間																								
小計																								
留学																								
合計																								

※「観点別学習状況」欄には、左から「知識・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術」）、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

生　徒　氏　名

総　合　的　な　探　究　の　時　間　の　記　録

学　習　活　動	観　　点	評　　価

特　別　活　動　の　記　録

内　　容	観　　点 ＼ 年　度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
ホームルーム活動							
生徒会活動							
学校行事							

総　合　所　見　及　び　指　導　上　参　考　と　な　る　諸　事　項

年度		年度	
年度		年度	
年度		年度	

出　　校　　の　　記　　録

区　分 ＼ 年　度	出　校　日　数	備　　考
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		

高等学校
生徒指導要録取扱いの手引

発行日　　令和４年３月
　　令和８年 10 月一部改訂
編　集　　山形県教育局高校教育課
発　行　　山形県教育委員会
　　〒990-8570
　　山形市松波二丁目８番１号
　　ＴＥＬ　023-630-3165